

鎌教委教総第6658号

令和4年(2022年)2月9日

鎌倉市議会議長 中村 聰一郎 様

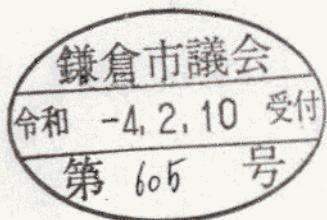
鎌倉市教育委員会

教育長 岩岡 寛人



文書による質問への回答について（送付）

令和4年(2022年)1月26日付け鎌議調第561号で依頼のありました標記の件について、鎌倉市議会基本条例第7条第5項の規定により、別紙のとおり答弁書を送付いたします。



【事務担当】

教育総務課 総務担当(内線2454)

議会受付番号	文書質問第 10 号
質問者	高野洋一議員
答弁する者	教育長 (教育文化財部中央図書館)

## 文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項の規定に基づく文書質問第 10 号の質問について、次とおり答弁いたします。

### 1 質問の内容

2021 年 12 月 20 日に議長あて提出した文書質問（鎌倉市図書館振興基金の活用による出版事業に関する質問主意書）に対して、2022 年 1 月 11 日付で答弁書が送付された。来年度に実施予定の写真集「（仮称）古都鎌倉へのまなざし」出版事業について、鎌倉市図書館振興基金条例及び同運用基準に適合するかどうかを質したものであったが、驚くほど稚拙な答弁内容に呆れるばかりである。議会議員として、とても看過できないため、以下の点において、特に法制担当など責任ある答弁を求めるものである。

① 答弁書では、鎌倉市図書館振興基金条例（以下、同条例）の制定過程である平成 23 年 9 月議会の審議内容と議決における付帯意見及び同年 12 月議会における鎌倉市図書館振興基金条例の運用基準（以下、同運用基準）における報告内容を受けとめたうえで回答されている。

まず、驚いたのは、同条例及び同運用基準に同事業が適合する理由の一つとして、「・・・平成 23 年の市議会における・・・審議過程においても、図書館事業として収集・保存した資料を用いた写真集等の作成、出版及び販売を実施することは、明示的に排除されておりません。」という内容である。

いったい、約 10 年前の時点で、誰が同事業の実施を明示できるのだろうか。鎌倉市はこれから超能力者でも雇うつもりなのだろうか？将来、どのような事業が行われるかなど、誰にも分らないことであり、だからこそ同運用基準 4（2）において、『「その他の図書館事業の振興を図るための財源」 条例第 1 条の前段に示される「本市の郷土資料をはじめとする貴重な図書館資料の収集、保存及び保管並びにそれに要する図書館設備の充実」を趣旨とする図書館振興を図るための財源とする。』と定義づけし、使途を限定的に規定したのではないか。当然、そのように理解すべきである。

つまり、同出版事業の実施は「明示的に排除されておりません。」ではなく、条例上、同運用基準 4（2）の規定から明確に外れているのである。素直に読めば、そのように理解するほかないが、そのことを市として認めたくないために、このような稚拙な言い訳を公的な答弁書で展開するなど行政として論外である。同条例及び同運用基準

に同事業が適合していないことを逆説的に認めているに等しい答弁であり、素直に認めるべきである。まともな水準の常識ある答弁を求める。

- ② 答弁書では、同条例第1条の「その他の図書館事業」の拡大解釈にはあたらない。と明言しているが、上記①に加え、事業目的の点からも論理破たんしていると言わざるを得ない。同事業の目的は、収集写真のデジタル化の成果として、既に収集・保存・管理されている写真コレクションの中から、平成19年度に開催された写真集「古都鎌倉のまなざし」で好評を博した鈴木正一郎氏、安田三郎氏及び皆吉邦夫氏撮影の昭和30～50年代の写真記録を中心にテーマや地域でまとめ、写真集として市が発行しようとするものである。

ここで重要なのは、同事業に使用する写真コレクションは、「既に収集・保存・管理されている」資料であるということである。仮に「収集・保存・管理」のための事業であるならば、同基金からの支出には何らの問題も生じない。しかし、上記①で引用したように「・・・図書館事業として収集、保存した資料を用いた写真集等の作成、出版及び販売を実施する」という市の認識は、同事業が写真コレクションの「収集・保存」という行為とは区別していることを認めているに等しいわけである。

つまり、同条例第1条及び同運用基準における「貴重な図書館資料の収集、保存及び保管・・・」という趣旨は既に成されており、そのうえで、新たな事業として、既に市が収集・保存・管理している資料を用いて「写真集等の作成、出版及び販売を実施」しようとしているのである。

これでも同条例第1条及び同運用基準に適合した事業であるというなら、もはや日本語として論理破たんしており、同基金は市の都合で「何でもアリ」の活用が可能になるのではないか。議会議員として、そのような水準の法制事務を断じて認めるわけにはいかない。責任ある答弁を求める。

- ③ 同事業の出版による「売り上げの計上を一般財源から図書館振興基金に繰り入れ」の問題は、事業実施後の行為であることから、上記①と②の内容がクリアされたうえのことである。同時に、同基金については一貫して、一般会計からの繰入を行わない方針が示されているにも関わらず、なぜその方針を今回、変更しようとしているかについて、合理的な説明は答弁書においても全くされていない。

今回、「写真集を販売して得た図書売払代金を、その他の収入金として図書館事業の振興に充てるために基金に積み立てる仕組み」が、なぜ「市議会で一般会計からの繰入れを行わないとした説明に反するものではない」のか。その行間を埋める理由が示されないということは、これまでの説明との整合性が图れず、行政の都合で「何でもアリ」ということではないのか。責任ある答弁を求める。

## 2 質問の理由

図書館事業は一般会計予算によって実施していくことが原則であり、そのうえで図書館

振興基金を位置づけるべきであるが、市はこのことを理解していないようである。同基金を活用した資料の収集等にあたっては、図書館協議会や関係団体の意見を尊重するなど、何よりも市民から納得が得られるような運用が大切であり、今回のような新規事業については尚更である。現在、図書館協議会において継続審議の案件になっていると認識している。来年度の予算事業であることから、再度質問する次第である。

### 3 答弁

#### ①及び②

基金条例への合致については、前回答弁したとおりですが、一方で、基金を処分するためには、運用基準第2項に基づき図書館協議会に諮問し、審議を経て決定することになります。この点についてはご指摘のとおり、図書館協議会において関係団体への理解を求める必要性等により継続審議となっていることなどを総合的に勘案し、本事業につきましては、基金を活用するのではなく一般財源を用いて、事業実施していくことといたしました。

③ 基金条例制定時の文教常任委員会において、当時の図書館長の「広く市民の寄附を募るという趣旨でございますので、それをもとに今後市的一般財源を投入していくということは、今のところ想定はしていない」とした答弁は、基金の維持に際し、定常的に一般財源を投入しないことを方針として示したものと考えています。

今回の基金への繰入れは写真集出版事業による臨時的な売り上げ収入を以て充てるものであり、また、基金条例第2条には「基金への積立金は、事業に賛同して寄せられた寄附金その他の収入金をもって充てる。」と規定されていることから、条例の規定及び条例制定時の方針のいずれにも反するものではないと考えています。

以上